

令和4年度 第1回

「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和4年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

次 第

日時 令和4年5月16日(月)
午後1時30分～
場所 松本市役所大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 自己紹介
- 4 あいさつ
- 5 会議事項
 - (1) 令和3年度事業実績報告
 - ア 活動実績
 - (ア) 各市村 (資料1-1)
 - (イ) 成年後見支援センターかけはし (資料1-2)
 - イ 事業計画実績
 - (ア) 各市村 (資料2-1～2-7)
 - (イ) 成年後見支援センターかけはし (資料2-8)
 - ウ 成年後見制度利用促進専門委員会 (資料3、別冊)
 - (2) 令和4年度事業計画
 - ア 各市村 (資料4-1～4-7)
 - イ 成年後見支援センター (資料4-8)
 - (3) 意見交換
- 6 その他
- 7 今後の予定
第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会
令和4年11月頃
- 8 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分開会を宣言した。(委員23名のうち21名の参加があり、設置
(麻績村) 要綱第6条第2項に基づき会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第3条に基づき、交代となった委員に対し委嘱状を机上に交付
(麻績村) したことを説明した。

(3 自己紹介)

(4 あいさつ)

議長 協議会設置要綱第6条1項に基づき会長が議長となりあいさつした。

松安筑成年後見ネットワーク協議会が発足して1年が経ちました。今日までご協力いただいた関係各位の皆様方には厚く御礼申し上げます。2市5村での運営については平成23年度に成年後見支援センターかけはしを起ち上げたことからスムーズに移行できたと思います。

成年後見制度利用促進法を実施するにあたり、これまで補助事業としてかけはしが運営して参りましたが、行政に中核機関が設置された事により委託事業へ移行となり、より行政が主体的に役割を担うという仕組みへと変わりました。行政の重要性が非常に増してきましたが、それらが十分機能しているかどうか、本日は報告を受けて検証していきたいと思います。

国では新たに5ヶ年計画を策定し、今年4月より第二期成年後見制度利用促進基本計画がスタートしました。第二期計画では権利擁護の視点をより強めていくという内容が組み込まれています。権利擁護の視点を持って支援をするには、今まで以上にきめ細かな対応が必要になると考えます。

この1年間の状況を見ると各市村の担当課や地域包括支援センターが一次相談窓口として機能し、かけはしが二次相談窓口として対応するという流れが出来ています。また、中核機関として市村内部でも検討会議が開催され、事案に応じて関係者によるケア会議を招集するなど、中核機関としての役割を担う活動も見受けられるようになりました。反面、一時相談窓口の対応が十分ではない場合、解決すべき問題が埋もれて放置されてしまうという事も出てくるため、窓口対応に関するバックアップ体制をより強固にしていかなければいけないと考えます。

いわゆる団塊世代が後期高齢者となる2025年問題が迫っています。高齢者の一人暮らしや高齢世帯が増加する中で、対応すべき案件はますます増えるものと考えられます。専門委員会で検討した内容を詳細に分析し、中核機関として行政窓口が十分機能するよう改善を行うことが必要と思います。

関係機関が更なる連携を深め、協力体制を構築しながら成年後見制度を利用した権利擁護事業が充実するものとなるよう皆様にご協力をお願いし、この中信地区の成年後見制度の支援事業をより発展させるものにしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

(5 会議事項)

議長 議長は会議事項(1)の令和3年度事業実績報告書 ア 活動実績について説明を求めた。

事務局 (松本市) 資料1-1について、松本市が代表して各市村の下半期の活動実績を説明、報告した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料1-2について、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) ア 活動実績について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き イ 事業計画実績について説明を求めた。

事務局 (2市5村) 2市5村は資料2-1～2-7に基づき、令和3年度下半期の事業計画実績について説明、報告した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料2-8に基づき、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) イ 事業計画実績について、意見・質問等ないか確認した。松本市に質問で、資料2-1 成年後見制度利用促進の項目にある、(4)成年後見制度利用支援事業に利用件数9件とありますが、これの具体的な内容について教えてください。

事務局 (松本市) 裁判所に提出する申立て書類の切手代と印紙代の補助になります。原則として自己負担となるので、後見人が就いたら後見人に請求をして行政に返金してもらうようにしています。但し、生活保護などの資力の乏しい方については請求していません。

議長 首長申立てに係る費用について利用したということで承知しました。後見人に対する報酬として利用はありましたか。

事務局 (松本市) 1件の実績がありました。

議長 議長は会議事項(1) イ 事業計画実績について、他に意見・質問等ないか確認し、引き続き ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について説明を求めた。

事務局 (かけはし) 成年後見支援センターは、資料3と別冊資料に基づき、専門委員会にて検討した事例件数や事例経過について説明した。

議長 検討結果として保留となった事例が多くあります。事例を専門委員会に諮る前に行政は詳しい調査をお願いします。

また、専門委員会で法人の受任の方向となった事例については速やかに申立て

を行わなければいけません。何か事情があるのかも知れませんが、申立てが延期される場合には、改めて再度専門委員会に諮る必要もあると考えます。

この別冊資料の事例については1件1件が非常に重い内容であり、後見人等を受ける法人や専門職としては、事例を詳しく調査してから検討できるようお願いしたいと思います。

後見人等は本人が存命中に後見業務を行うことが本来であり、死後に関しては権限がなくなる為、必要最低限の部分を担当のものとしますが、最近では対応について裁判所の許可を必要とする案件もあり、緊急性を要する場合があります。法人後見等の死後事務について、行政は協力して速やかに対応できるようお願いします。

議長 議長は会議事項(1) ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き会議事項(2)令和4年度事業計画 ア 各市村について説明を求めた。

事務局 2市5村は資料4-1～4-7に基づき、令和4年度事業計画について説明し(2市5村)た。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料4-8に基づき、同様に説明した。

議長 議長は会議事項(2)の令和4年度事業計画について、質問・意見等ないか確認した。質問等ないことを確認し、委員から承認を得た。

議長 議長はこれまで全体を通して質問等ないか確認し、意見を求めた。
以前は親族による搾取等の経済的虐待を受けて支払いができないなどの事例を専門員会で検討するということがありました。最近はそのような相談が少なくなりましたが、病院、施設関係者が早急に対応に当たっているためだろうと思います。
虐待対応に関してはネットワークを構築している市村もあると思います。
先程は資料について調査不十分のため保留となった事例が多いと話しましたが、虐待については十分な資料は無くても、虐待の事実があれば早急に後見人等を選任して財産を守るといった対応が必要です。もし虐待の事例があれば家庭裁判所とも連携を図り、速やかに後見人等を選任するべく専門委員会に諮ることが出来るようお願いします。

松本市は案件があるので質問しますが、虐待に関しては虐待ネットワークなどを作って、そこから相談を受けているという事例等がありますか。

事務局 重要案件についてはネットワーク協議会に相談しながら申立ての準備など行う場合(松本市)もあります。

議長 虐待に関しては私達も早急に対応しなければならないと強く専門委員会でも話しています。速やかな対応をそれぞれの立場で行う必要があると感じています。

委員 連日、高齢者の詐欺被害について報じられており、大変心を痛めています。

恐らく生活資金として貯めてきたお金を盗られてしまう事は、本人にとって非常に辛いことですし、周りにとっても悲しい事です。そういう事件を見ていると、一人暮らしや、後見相当には及びませんが、少し判断力が衰えた補助・補佐の予備軍の方が結構いるのではないかと類推します。

そのような方達を早い段階で見つけ出すための手立てとして、民生委員や地域に住む方々が取り組める仕組みというのも必要ではないかと考えます。

議長

ありがとうございます。

確かに私達は成年後見制度に結び付けるためにこのような協議会などを運営していますが、それ以前に地域に暮らす高齢者などをチームで支えあう一環として、そういった仕組みというのが重要になってくると思います。

後見人はあくまで本人を取り巻く支援ネットワークの内の1人という考え方なので、後見人が全てを行うということはありません。制度利用の前の段階として、本人を中心とするネットワーク作りがいかに重要かということかと思えます。その上で最終的に成年後見制度へ結び付けていくという事になりますが、それまでは地域包括支援センター等が中心となり高齢者の見守り等を行っていく事が重要になると考えます。

これまで任意後見制度の活用については専門委員会では検討したことはなく、協議会や成年後見支援センターでも対応したことがありません。長野市社協は任意後見制度についても積極的に活用していると聞いていますので、今後任意後見制度についてもこの協議会で議論していく必要があると考えます。また少し先にはなりますが、会議の折には議題として取り上げたいと思います。

議長

他に意見等がない事を確認し議事を終了した。

(6 その他)

事務局 その他連絡事項等ないか確認した。(連絡事項等なし)
(麻績村)

(7 今後の予定)

事務局 次回の協議会開催について説明した。次回開催は11月頃の予定とし、令和4年度(麻績村) 度の上半期の活動実績や事業計画の進捗状況について説明予定とした。

(8 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後2時30分散会した。
(麻績村)